

「おいしい未来へ やまなし」ホームページ記事制作業務委託仕様書

1 委託業務名

「おいしい未来へ やまなし」ホームページ記事制作業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日までとする。

3 業務目的

山梨県では、恵まれた環境と生産者の卓越した技術によって、高品質な農畜水産物が生産されているだけでなく、脱炭素社会の実現に貢献する4パーセント・イニシアチブや家畜の快適性に配慮するアニマルウェルフェア等、本県ならではの先進的な取り組みが実践されている。県産農畜水産物の魅力や価値を消費者等に知ってもらうための情報発信基盤として、「おいしい未来へ やまなし」特設ホームページ（以下「特設HP」という。）を開設し、情報発信を行っている。

本業務は、本県を代表する農産物である果実や、生産者及び生産する食材の魅力と食体験を紹介する記事を制作し、特設HPのコンテンツの充実を図ることで、「おいしい未来へ やまなし」のブランド力と認知度の向上を図ることを目的とする。

4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる事項について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書又は仕様書に追記する。

(1) 特設HP内に掲載する記事の制作

① 記事の内容は次のとおりとし、山梨県と十分に協議調整の上、制作すること。

(ア) 県産果実を紹介する記事

i 山梨県果樹試験場が開発した生食用ぶどうのオリジナル品種で、シャインマスカットの血を引く赤系品種であるサンシャインレッド紹介ページの記事を制作すること。

ii 記事は、サンシャインレッドの特徴、開発の経緯、香りや味といった食味等を紹介し、サンシャインレッドの持つ魅力を伝え、消費者へ訴求する内容とすること。ここにあげた内容の項目は一例であり、サンシャインレッドという品種を消費者へ紹介する上で、効果的な項目だてとすること。

iii 掲載には、テンプレートを使用するものとし、同様のテンプレートを使用するページ（※1）を参考に示すが、これらのページにとらわれず、各コンテンツとも内容や写真等が充実したページとすること。また、これまでに作成した県産

果実を紹介する記事ページ（※2）を示すのでこちらも参考にすること。

※1：同様のテンプレートを使用するページ

（富士の紹介ページ）

<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/nochikusanbutsu/sumomo.html>

（やまなしへ紹介ページ）

https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/contents/rich_environment/

<gibier.html>

※2：これまでに作成した県産果実を紹介する記事ページ

（すもも紹介ページ）

<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/nochikusanbutsu/sumomo.html>

（もも紹介ページ）

<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/nochikusanbutsu/momo.html>

（ぶどう紹介ページ）

<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/nochikusanbutsu/budou.html>

（イ）生産者等のインタビュー記事

i 次の表の作目について、それぞれ県が指定する生産者を取材し、記事を制作すること。ただし、作目や場所、時期を変更する場合がある。

＜取材予定先＞

	作目	場所	時期
1	もも（夢みずき）	山梨市	7～8月
2	ぶどう（種なしピオーネ）	韮崎市	8～9月
3	富士の介	上野原市	7～12月
4	養豚	甲州市	10～12月
5	養鶏	甲府市	10～12月

ii 記事は、生産者等の経歴や背景、想いや取り組み、生産物等とともに、生産物を中心とした食体験を紹介し、その魅力が伝わり、消費者の共感が得られるような内容とすること。

iii 受託事業者は、インタビュー内容について山梨県と十分に協議の上、生産者を取材すること。

iv 制作した記事は、特設HPの「匠のつくる未来」（※3）にある生産者を紹介する記事（※4）と同様に掲載するものとする。

※3：匠のつくる未来

<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/contents/takkumi.html>

※4：参考ページ

[https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-](https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/contents/takumi/momo_yazakishi.html)

mirai/contents/takumi/momo_yazakishi.html

② 受託事業者は、記事に必要な情報及び素材の収集、取材、写真等の撮影、原稿や掲載画像の作成、その他記事制作に必要な作業を行うこと。この場合において必要に

応じ、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。

- ③ 写真是、農作物、生産物、生産者、農作業、農場の様子、周辺の風景等を、農畜水産物の魅力や現場の雰囲気等が視覚的に感じられるよう撮影すること。本業務の記事以外にも使用することを想定し、アングルや構図、画角等を変えた写真を、積極的に撮影すること。なお、画像解像度 350dpi 以上、画像サイズ 4,928px 以上×3,285px 以上とすること。
- ④ 受託事業者は、記事の納品まで山梨県と十分に協議・調整すること。

(2) 納品等

- ① 各記事について、特設 HP に掲載するための原稿や掲載画像等を、県が指定する電子ファイル (Word ファイル、JPEG ファイル等) で納品すること。なお、記事は隨時掲載するため、原稿が完成するごとに電子メール等で納品すること。
- ② 記事の特設 HP への掲載作業は、山梨県が行うものとする。
- ③ 撮影・収集した写真や画像等の電子データを、USB メモリ等で納品すること。

5 業務成果の取り扱い

(1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、業務内容成果を完了報告書にとりまとめ、委託契約書に基づき、山梨県に提出すること。

(2) 業務成果の帰属等

- ① 本業務により受託事業者が制作した成果物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとすること。ただし、成果物の性質により山梨県に帰属させることができないときは、山梨県と受託事業者で協議する。
- ② 成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物（当該著作物を改変したものも含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- ③ 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、『「おいしい未来へ やまなし』ホームページ記事制作業務委託に係る企画提案公募要領』に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、業務目的を達成するために、より効果的な手法があるとき又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の内容について県と協議することができるものとする。

(3) 必要な資機材や撮影許可等について

委託業務に必要となる資機材等は、受託事業者が用意すること。また、取材や撮影に当たり必要な法令等の許可申請や届出は、受託事業者が行うこと。

(4) 取材に係る費用について

交通費や宿泊費等の取材に要する経費は、委託料に含めるものとする。

(5) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、山梨県と協議し、決定するものとする。

(6) 紛争処理について

受託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。